

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

防府市長 池田 豊

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
下津令
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 3 1 年 3 月 2 6 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
法人 1 経営体
個人 0 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借にあたっては、農地中間管理機構を活用し、中心経営体の面的集約を図る。
6. 地域農業の将来のあり方
農業経営の複合化、低コスト化を検討する。